

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）

# 「雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること」について

平成22年8月

職業安定局雇用保険課(坂口 卓課長)

## 1. 政策体系上の位置付け

厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策中目標＞施策小目標を設定して政策を実施しています。本施策は施策中目標に当たり、政策の体系上の位置付けは次のとおりです。

### 【政策体系（図）】

基本目標 IV 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること				
施策大目標 分野	1	2	3	4
	需給調整機能強化	雇用機会の創出	労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進	求職活動中の生活の保障

### 施策中目標

4	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること
---	--

※並列する施策中目標はありません。

### 【政策体系（文章）】

基本目標IV 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること

施策大目標4 求職活動中の生活の保障等を行うこと

施策中目標1 雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること

## (関連施策)

特になし

## (予算書との関係)

(項) 失業等給付費 : 失業等給付に必要な経費 (全部)

## 2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。主な事務事業等や設定している指標・目標値は別図（政策体系）を参照下さい。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

## (施策小目標)

(施策小目標1) セーフティネットとして財政が安定していること

(施策小目標2) 雇用保険の給付を適正に行うこと

## (予算)

雇用保険特別会計	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	22,947	18,881	16,795	24,608	29,459
(決算額)(百万円)	(15,261)	(14,917)	(15,907)		

## 3. 施策を取り巻く環境 — 評価の前提

## (1) 施策の枠組み（根拠法令、政府決定、関連計画等）

目的等：労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合及び労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために失業等給付を支給します。

根拠法令等：雇用保険法第1条（昭和49年法律第116号）

## (2) 現状分析（施策の必要性）

雇用保険制度は特に厳しい経済状況下で大きな役割を果たすべき雇用のセーフティネットであり、セーフティネット機能を強化しつつ、安定的な財政運営を確保する必要があります。

## (3) 施策実施上の留意事項（総務省、会計検査院等による指摘）

- 会計検査院による平成20年度決算検査報告において、雇用保険の失業等給付金の支給が適正でないものであるとの指摘を受けました。

→指摘のあった失業等給付金については、すでに返還の措置を講じました。

#### 4. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。施策小目標ごとの詳細な評価は、5. を参照下さい。

##### (指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	収入額（単位：億円） （－） うち保険料	28,978	28,764	22,214	22,896	集計中
	達成率	【－】	【－】	【－】	【－】	
2	支出額（単位：億円） （－） うち失業等給付費	16,972	15,261	14,917	15,907	集計中
	達成率	【－】	【－】	【－】	【－】	
3	積立金残高（単位：億円） （－）	28,032	41,535	48,832	55,821	集計中
	達成率	【－】	【－】	【－】	【－】	
【調査名・資料出所、備考等】						
資料出所：労働保険特別会計雇用勘定の決算による。						
備考：指標1～3については現在集計中であり、平成22年9月頃公表予定である。						

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
4	不正受給の件数 （前年度以下／平成21年度）	9,855	8,140	7,346	7,101	8,442
	達成率	【115.9%】	【117.4%】	【109.8%】	【103.4%】	【84.1%】
【調査名・資料出所、備考等】						
資料出所：雇用保険業務統計による。（職業安定局雇用保険課調べ）						

### (指標の分析：有効性の評価)

平成21年度は厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化を重点に、平成21年度雇用保険法改正により、以下の見直しを行いました。

- ①非正規労働者の適用基準を緩和し、適用範囲を拡大
- ②雇止めの場合の受給要件の緩和
- ③再就職の支援が必要な方に対する給付日数を60日分延長する個別延長給付の創設
- ④失業等給付に係る雇用保険料率を平成21年度に限り、0.4%引き下げ(1.2%→0.8%)

また、失業等給付に係る収支状況については、雇用失業情勢の悪化により、平成21年度には約0.8兆円の単年度赤字が生じることが見込まれ、平成22年度以降も引き続き単年度赤字が見込まれていました。そのため、雇用保険財政の安定的運営を確保するため、平成22年度雇用保険法改正(補正予算関連)により、第二次補正予算において、失業等給付に係る国庫負担として、3,500億円的一般財源を追加投入しました。

これにより、当面の雇用保険制度の安定的運営が確保され、必要な給付に支障を来たすことはありませんでした。

加えて、厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化を図るため、雇用保険の適用範囲の拡大等を内容とした平成22年雇用保険法改正(当初予算関連)が平成22年3月31日に成立しました(一部を除き、同年4月1日施行)。

これにより、セーフティネット機能の更なる強化が図られました。

### (効率性の評価)

雇用保険制度については、労働政策審議会において、費用負担者である、労働者・使用者の意見も伺いながら、効率的・効果的な制度設計ができるよう努めています。

また、平成22年度からは、適用範囲の拡大に伴い、被保険者資格取得届に係る添付書類を提出不要とするなど、事業主の負担軽減を通じた効率的な業務運営を図っています。

### (今後の方向性)

雇用失業情勢の悪化を受け、平成21年度の受給者実人員(年度月平均)は971千人と前年度より62.5%増加しており、基本手当給付額も前年度より増加する見込みです(施策小目標2の参考統計5及び6参照)。そのような状況も踏まえ、現在暫定的に引き下げられている失業等給付に係る国庫負担について、平成23年度以降については、安定した財源を確保した上で、国庫負担を本則(1/4)に戻す旨が平成22年改正雇用保険法に盛り込まれており、本則復帰に取り組んでいきます。

加えて、平成22年雇用保険法改正(当初予算関連)において、

- ① 非正規労働者の適用基準を緩和し、適用範囲を拡大
- ② 雇用保険に未加入とされた者に対する遡及適用期間の改善

等のセーフティネット機能等の強化を図ったところであり、今後はこれらの制度を適正に運営していくため、周知等を含めた円滑な施行に取り組んでいきます。

## 5. 評価と今後の方向性（施策小目標ごと）

施策小目標ごとの評価と今後の方向性は次のとおりです。指標・目標値の動きは別図を参照下さい。また、個別の事業ごとの評価は別表を参照下さい。指標の出典等は9. 参考を参照下さい。

### （1）施策小目標1「セーフティネットとして財政が安定していること」関係

#### （指標・目標値）

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	収入額（単位：億円）	28,978	28,764	22,214	22,896	集計中
	（－）					
	うち保険料	23,856	24,528	19,402	19,664	
達成率		【－】	【－】	【－】	【－】	
2	支出額（単位：億円）	16,972	15,261	14,917	15,907	集計中
	（－）					
	うち失業等給付費	13,772	12,803	12,598	13,496	
達成率		【－】	【－】	【－】	【－】	
3	積立金残高（単位：億円）	28,032	41,535	48,832	55,821	集計中
	（－）					
	達成率	【－】	【－】	【－】	【－】	

#### （事務事業等の概要）

- ・雇用保険の運営に関する事務

#### （評価と今後の方向性）

雇用保険制度のうち失業等給付については、雇用失業情勢の悪化により、平成21年度には約0.8兆円の単年度赤字が生じることが見込まれ、平成22年度以降も引き続き単年度赤字が見込まれていたところです。そのため、雇用保険財政の安定的運営を確保するため、補正予算において、3,500億円の一般財源を投入しました。

これにより、当面の雇用保険制度の安定的運営が確保され、必要な給付に支障を来たすことはありませんでした。

以上より、セーフティネットとしての財政の安定という目標は達成したものと考えます。

今後については、現在暫定的に引き下げられている失業等給付に係る国庫負担について、平成23年度以降については、安定した財源を確保した上で、国庫負担を本則（1/4）に戻す旨が平成22年改正雇用保険法に盛り込まれており、本則復帰に取り組んでいきます。

\* 詳細な評価は、別表を参照下さい。

## (2) 施策小目標2「雇用保険の給付を適正に行うこと」関係

## (指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
4	不正受給の件数（件） （前年度以下／平成21年度）	9,855	8,140	7,346	7,101	8,442
達成率		【115.9%】	【117.4%】	【109.8%】	【103.4%】	【84.1%】
【調査名・資料出所、備考等】						
資料出所：雇用保険業務統計による（職業安定局雇用保険課調べ）						
参考統計						
		H17	H18	H19	H20	H21
	適用状況					
1	適用事業所数（年度月平均） （単位：千所）	1,998	2,006	2,018	2,021	2,020
2	新規適用事業所数 （単位：千所）	88	95	100	85	96
3	廃止事業所数 （単位：千所）	89	86	89	90	95
4	被保険者数（年度月平均） （単位：千人）	35,296	36,138	37,128	37,818	37,664
失業等給付の給付状況						
5	基本手当基本分（受給者実人員）（単位：千人）	628	583	567	607	971
6	基本手当基本分（給付額） （単位：億円）	9,409	8,571	8,278	8,842	
7	再就職手当（受給者数） （単位：千人）	319	367	365	347	391
8	再就職手当（給付額） （単位：億円）	525	599	598	589	
9	教育訓練給付（受給者数） （単位：千人）	159	139	123	124	134
10	教育訓練給付（給付額） （単位：億円）	118	103	90	74	
11	雇用継続給付（高年齢雇用継続給	104	125	179	200	222

	付) (初回受給者数) (単位：千人)					
12	雇用継続給付 (高齢雇用継続給付) (給付額) (単位：億円)	1,256	1,105	1,125	1,248	
13	雇用継続給付 (育児休業給付) (初回受給者数) (単位：千人)	118	132	149	167	184
14	雇用継続給付 (育児休業給付) (給付額) (単位：億円)	707	759	1,208	1,511	
15	雇用継続給付 (介護休業給付) (受給者数) (単位：千人)	6	7	7	8	8
16	雇用継続給付 (介護休業給付) (給付額) (単位：億円)	14	15	16	17	
<b>【調査名・資料出所、備考等】</b> 資料出所：雇用保険業務統計による (職業安定局雇用保険課調べ)						

### (事務事業等の概要)

- ・雇用保険の運営に関する事務

### (評価と今後の方向性)

支給業務を担当する公共職業安定所において、法令等に基づき概ね適正な給付が行われました。失業等給付に係る不正受給については、未然防止に努めるとともに、疑いのある事案が発見された場合には速やかに調査を行い、厳正に対処しました。

また、不正受給の件数については、達成率 84.1%となっていますが、これは失業等給付が増加する中で不正受給の発見に努めた結果であると考えられます。

○受給者実人員年度間月平均、20年度 607 千人→21年度 971 千人 (62.5%増)

○不正受給の件数、20年度 7,101 件→21年度 8,442 件 (18.9%増)

以上により、雇用保険の給付を適正に行うという目標は達成したものと考えます。

今後も給付を適正に行うべく、取り組んでいきます。

\*詳細な評価は、別表を参照下さい。



## 6. 施策の随時の見直し — 現状把握の取組

厚生労働省では、施策の随時の見直しや将来の企画立案に活かすべく、現状把握の取組を行っており、そのうち主なものは以下のとおりです。

月	件名	内容	その後の対応
7～ 3月	労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会（11回開催）	雇用保険制度について	平成22年通常国会において改正雇用保険法案成立
随時	厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の分析	対応状況を、毎週記者発表し、HPに掲載している。 <a href="http://www.mhlw.go.jp/iken/boshu_voicehtml">http://www.mhlw.go.jp/iken/boshu_voicehtml</a>	

## 7. 評価結果の政策への反映の方向性

### (1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・廃止
- ・見直しの上□(増額/現状維持/減額)
- ・見直しをせず、現状維持

### (2) 税制改正要望について

特になし

### (3) 機構・定員について

以下の方向で検討します。

- ・業務の合理化等を通じて、非常勤職員の削減（100人程度）（平成23年度）

### (4) 指標の見直しについて

特になし



## 8. 有識者の知見の活用について

---

原案を中央大学大学院戦略経営研究科の大橋勇雄教授にご覧いただき、その際にいただいたご指摘等を踏まえて作成しています。

## 9. 参考

---

本評価書中で引用した閣議決定、審議会の指摘、会計検査院による指摘等や各種のデータは以下のサイトで確認できます。

サイト名について特に記載のないものは、厚生労働省ホームページです。

### 1 関係

- 雇用保険制度の概要

[http://www.hellowork.go.jp/html/info\\_1\\_h2.html](http://www.hellowork.go.jp/html/info_1_h2.html)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken11/index.html>

### 3 関係

- 会計検査院平成20年度決算検査報告

<http://report.jbaudit.go.jp/org/h20/2008-h20-mokuji.htm> 4 関係

- 労働保険特別会計財務書

<http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/other/syoch08/dl/6.pdf>

### 6 関係

- 労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/rousei.html#syokuan-koyou>

## 10. 添付資料等一覧

---

本評価書の添付資料は以下のとおりです。

別図 政策体系（IV-4-1）

別表1-1 「失業等給付費」（事業評価シート）

①施策目標番号	②責任課室 (課室長名)	③施策大目標	④施策中目標及び施策小目標	⑤目標達成手法	⑥指標 (アウトカム指標は網掛け)	⑦目標値 (達成水準/達成時期)	⑧最新値 (年度) 【達成率】										
基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること																	
Ⅳ-4-1	職業安定局 雇用保険課 (課長:坂口卓)	Ⅳ-4 求職活動中の生活の保障等を行うこと	Ⅳ-4-1 雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること	<施策中目標に係る指標>													
				1	収入額	-	20,508 (平成21年度決算)										
					うち保険料		12,790 (平成21年度決算)										
				2	支出額	-	22,481 (平成21年度決算)										
					うち基本手当分(給付額)		19,805 (平成21年度決算)										
			3	積立金残高	-	53,870 (平成21年度決算)											
			4	不正受給の件数	前年度以下/ 毎年度	8,442件 (平成21年度) 【84.1%】											
			施策小目標1	セーフティネットとして財政が安定していること	雇用保険の運営に関する事務	<施策小目標に係る指標>											
						・収入額 ※施策中目標に係る指標1と同じ	-	20,508 (平成21年度決算 見込み額)									
						・支出額 ※施策中目標に係る指標2と同じ	-	22,481 (平成21年度決算 見込み額)									
			・積立金残高 ※施策中目標に係る指標3と同じ	-	53,870 (平成21年度決算 見込み額)												
施策小目標2	雇用保険の給付を適正に行うこと	雇用保険の運営に関する事務	<施策小目標に係る指標>														
			不正受給の件数 ※施策中目標に係る指標4と同じ	前年度以下/ 毎年度	8,442件 (平成21年度) 【84.1%】												
評価予定表						備考											
<table border="1"> <tr> <td>19</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>モニ</td> <td>実績</td> <td>実績【重】</td> <td>実績【重】</td> <td>モニ</td> </tr> </table>						19	20	21	22	23	モニ	実績	実績【重】	実績【重】	モニ		
19	20	21	22	23													
モニ	実績	実績【重】	実績【重】	モニ													

政策評価体系上の位置付、通し番号		IV-4-1-(1)						
<b>事業評価シート</b>								
予算事業名	失業等給付費	事業開始年度	昭和49年					
担当部局・課室名 作成責任者	職業安定局雇用保険課 課長 坂口 卓							
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）	雇用保険法第10条							
関係する通知、計画等	「雇用保険業務（雇用保険適用・給付・教育訓練給付・高年齢雇用継続給付・育児休業給付・介護休業給付・日雇）業務取扱要領について」（平成22年4月1日職発0401第54号）							
予算体系	(項)失業等給付費 (項)業務取扱費 (大事項)失業等給付業務に必要な経費							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施							
	<input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等：）							
	<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体：）							
	<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先：） <input type="checkbox"/> その他（）							
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	/	常勤役員数	/	非常勤役員数	/	監事等	/
	職員総数		内、官庁OB		役員報酬総額		官庁OB役員 報酬総額	
	積立金等の額		内訳		今後の 活用計画			
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進する。						
	対象 (誰/何を対象に)	雇用保険被保険者、雇用保険被保険者であった者						
	事業/制度内容 (手段、手法など)	雇用保険被保険者、又は雇用保険被保険者であった者に対して以下の給付を行う。 基本手当…被保険者が失業した場合に、求職活動を行っている失業期間中、離職前賃金の原則80～50%の日額を離職理由、年齢等によって定められた日数分支給する。 就職促進給付…受給者が早期に再就職した場合に支給残日数の30%の一時金を支給する再就職手当等を支給する。 教育訓練給付…厚生労働大臣が指定した教育訓練を受け、修了した者に対して、教育訓練に要した費用の20%（上限10万円）を支給する。 雇用継続給付…60歳以降も基本手当を受給せずに雇用を継続する者に対して賃金の一定割合を支給する高年齢雇用継続給付、1歳未満の子を養育するために育児休業を取得する者に対して休業前賃金の40%を支給する育児休業給付等を支給する。						
コスト	平成22年度予算額		人件費					
	事業費	2,681,697 百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事 職員数)	従事職員数		
	人件費	30,446 百万円		担当正職員	27,572,555 千円	3,348	人	
	総計	2,712,143 百万円		臨時職員他	2,873,134 千円	2,021	人	
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額					
	H19(決算額)	1,291,272						
	H19(決算上の不用額)	420,154						
	H20(決算額)	1,379,481						
	H20(決算上の不用額)	137,637						
	H21(予算(補正込))	2,294,011						
	H21(決算見込)	2,012,680						
	H22予算	2,712,143						
平成22年度予算（補助金の場合は負担割合等も）	失業等給付費 2,679,016,913千円 庁費 1,547,890千円 雇用保険活用援助事業委託費 956,859千円 その他 175,534千円							

政策評価体系上の位置付、通し番号		IV-4-1-(1)				
事業評価シート						
予算事業名		失業等給付費		事業開始年度	昭和49年	
担当部局・課室名 作成責任者		職業安定局雇用保険課 課長 坂口 卓				
事業/制度の 必要性		失業者等の生活の安定を図るために雇用のセーフティネットとして必要な制度であるが、労働政策審議会において、費用負担者である、事業主・労働者の意見を踏まえつつ、雇用失業情勢の変化等の時宜に応じて法改正等により見直しを行っているところ。				
他省庁、自治体、民間 等における類似事業		なし。				
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担		国(厚生労働省)において実施する必要がある。				
アウト プット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
		収入額 (うち保険料)	億円	22,214 (19,402)	22,896 (19,664)	集計中
		支出額 (うち失業等給付費)	億円	14,917 (12,598)	15,907 (13,496)	集計中
	積立残預金	億円	48,832	55,821	集計中	
	予算執行率		%	—	—	—
アウト カム	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】 (達成水準/達成時期)	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
		不正受給の件数 (前年度以下/平成21年度)	件	7,346 【109.8%】	7,101 【103.4%】	8,442 【84.1%】
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分 析。適宜アウトプット 指標に言及)		<p>失業等給付に係る収支状況については、雇用失業情勢の悪化により、平成21年度には約0.8兆円の単年度赤字が生じることが見込まれ、平成22年度以降も引き続き単年度赤字が見込まれていた。そのため、雇用保険財政の安定的運営を確保するため、平成22年度雇用保険法改正(補正予算関連)により、第二次補正予算において、失業等給付に係る国庫負担として、3,500億円の一般財源を追加投入した。</p> <p>これにより、当面の雇用保険制度の安定的運営が確保され、必要な給付に支障を来すことはなかった。</p> <p>よって、セーフティネットとしての財政の安定という目標は達成したものと考えられる。</p> <p>また、不正受給の件数については、達成率84.1%となっているが、これは失業等給付が増加する中で不正受給の発見に努めた結果であると考えられる。</p> <p>○受給者実人員年度間月平均、20年度607千人→21年度971千人(62.5%増)</p> <p>○不正受給の件数、20年度7,101件→21年度8,442件(18.9%増)</p>				
今後 の 方 向 性	見直しの方向性 (より効率的・効 果的な事業とする 観点から) (担当部局案)	<p>雇用失業情勢の悪化を受け、平成21年度の実人員(年度月平均)は855千人と前年度より40.9%増加しており、基本手当給付額も前年度より増加する見込みである。そのような状況も踏まえ、現在暫定的に引き下げられている失業等給付に係る国庫負担について、平成23年度以降については、安定した財源を確保した上で、国庫負担を本則(1/4)に戻す旨が盛り込まれており、本則復帰に取り組んでいく。</p> <p>加えて、平成22年雇用保険法改正(当初予算関連)において、</p> <p>① 非正規労働者の適用基準を緩和し、適用範囲を拡大</p> <p>② 雇用保険に未加入とされた者に対する遡及適用期間の改善</p> <p>等のセーフティネット機能等の強化を図ったところであり、今後はこれらの制度を適正に運営していくため、周知等を含めた円滑な施行に取り組んでいく。</p>				
	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額	
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)		主要諸外国においても、日本と同様に失業保険制度が運営されている。				
特記事項 (事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業等)		<p>&lt;事業/制度の沿革&gt;</p> <p>(昭和22年 失業保険法の制定)</p> <p>・昭和49年 雇用保険法の制定(昭和50年4月施行)</p>				

\* アウトプット指標・アウトカム指標は、該当する施策小目標で設定している指標を中心に記載